

# 財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査を、愛西市監査基準に準拠して実施し、その概要及び結果は次のとおりである。

## 第1 監査の概要

### 1 監査対象及び実施日

#### (1) 補助金交付団体

団体名（所管課）	監査対象補助金	実施日
社会福祉法人 草平福祉会 町方保育園 （健康子ども部子育て支援課）	◎愛西市保育対策総合支援事業費補助金 ◎愛西市民間教育・保育施設運営費補助金 ◎愛西市特別保育事業等補助金 ◎愛西市子育て支援感染防止用備品等 購入費補助金	令和3年10月27日
公益社団法人 愛西市シルバー人材センター （保険福祉部高齢福祉課）	◎愛西市シルバー人材センター補助金	令和3年10月27日
愛西市観光協会 （産業建設部産業振興課）	◎愛西市観光協会補助金	令和3年11月24日

#### (2) 公の施設の指定管理者

対象施設（所管課）	団体名	実施日
佐屋西児童館 （健康子ども部子育て支援課）	社会福祉法人 美和多福祉会	令和3年11月4日
市江児童館 （健康子ども部子育て支援課）	社会福祉法人 市江福祉会	令和3年11月10日
永和保育園 （健康子ども部子育て支援課）	社会福祉法人 八開福祉会	令和3年11月11日
佐屋老人福祉センター 「湯の花の里」 （保険福祉部高齢福祉課）	コニックス 株式会社	令和3年11月11日

## 2 監査の着眼点

監査対象の財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

#### (1) 補助金交付団体

##### ア 所管課関係

- ・ 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- ・ 補助金等交付要綱は整備されているか。
- ・ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められているか。

- ・ 補助対象経費が明確になっているか。
- ・ 補助金等の効果、条件履行の確認は実績報告書等により行われているか。

#### イ 団体関係

- ・ 補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求・受領は適時に行われているか。
- ・ 補助事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。
- ・ 補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 補助金等の収支等会計経理は適正に行われているか。
- ・ 出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- ・ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ・ 実績報告は適正に行われているか。

### (2) 公の施設の指定管理者

#### ア 所管課関係

- ・ 団体指定までの一連の指定手続きは、法令等に基づき適正・公正に行われているか。
- ・ 協定書には協定で定めるべき事項が明確になっているか。
- ・ 管理義務に係る経費の算定や出納関連の事務が適正に行われているか。

#### イ 指定管理者関係

- ・ 施設管理にあたって関係法令の遵守と協定等に基づく義務の履行が適切に行われているか。
- ・ 施設の管理に係る収支会計等の経理事務が適正になされているか。
- ・ 利用促進のための努力がなされているか。
- ・ 安全、環境等に配慮がなされているか。

## 3 監査の実施内容

### (1) 実施期間

令和3年10月27日から令和3年11月24日まで

### (2) 対象とした範囲

#### ア 補助金交付団体

補助金交付団体の事務執行状況のうち、令和2年度の監査対象補助金に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の補助金交付事務を対象とした。

#### イ 公の施設の指定管理者

指定管理者の事務執行状況のうち、令和2年度の監査対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指定管理施設に係る一連の事務を対象とした。

### (3) 実施方法

愛西市監査基準に基づき、財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施するため、関係諸帳簿等の資料の提出を求め、説明を聴取した。

## 第2 監査の結果

### 1 結果

「第1 監査の概要」のとおり監査した限りにおいて、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが概ね認められるものの、一部で改善等を要する事項が見受けられた。

それらについては、改善等を要する事項を次の区分に分類し、各補助金交付団体及び各公の施設の指定管理者の結果で述べる。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については記載を省略する。

- (1) 指摘事項：是正又は改善を要すると認められるもの。
- (2) 検討事項：是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの。
- (3) 勧告：(1)、(2)のうち、特に措置を講ずる必要がある事項について、地方自治法第199条第11項の規定に基づき勧告するもの。

### 2 補助金交付団体

#### (1) 草平福祉会 町方保育園

##### ア 補助金名称等

##### ① 愛西市保育対策総合支援事業費補助金

##### □ 補助金等の交付根拠等

愛西市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

##### □ 補助金等の概要

保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うための経費について補助を行う。

##### □ 補助金等交付金額

894,000円 (保育補助者雇上強化事業)

1,200,000円 (保育体制強化事業)

##### □ 補助金等交付決定年月日

令和3年3月25日 (保育補助者雇上強化事業)

令和3年3月25日 (保育体制強化事業)

##### □ 実績報告年月日

令和3年4月5日 (保育補助者雇上強化事業)

令和3年4月5日 (保育体制強化事業)

##### □ 補助金等の収支(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

愛西市保育対策総合支援事業費補助金(保育補助者雇上強化事業)

収入決算額(円)		支出決算額(円)		収支差引額(円)
補助金	894,000	人件費	894,000	0

愛西市保育対策総合支援事業費補助金(保育体制強化事業)

収入決算額(円)		支出決算額(円)		収支差引額(円)
補助金	1,200,000	人件費	1,200,000	0

② 愛西市民間教育・保育施設運営費補助金

- 補助金等の交付根拠等

愛西市民間教育・保育施設運営費補助金交付要綱

- 補助金等の概要

運営費補助費は、民間教育・保育施設に勤務する職員の処遇向上及び保育内容の充実を図るために要する経費について補助を行う。

- 補助金等交付金額

364,000円

- 補助金等交付決定年月日

令和2年5月15日

- 実績報告年月日

令和3年4月16日

- 補助金等の収支（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

愛西市民間教育・保育施設運営費補助金（運営費補助費）

収入決算額（円）		支出決算額（円）		収支差引額（円）
補助金	364,000	人件費	364,000	0

③ 愛西市特別保育事業費等補助金

- 補助金等の交付根拠等

愛西市特別保育事業費等補助金交付要綱

愛西市特別保育事業等実施要綱

- 補助金等の概要

延長保育促進事業は、延長保育に対する需要に対応するため、11時間の開所時間を超えて延長する場合に、保育士の配置に係る経費について補助を行う。

- 補助金等交付金額

300,000円

- 補助金等交付決定年月日

令和3年1月18日

- 実績報告年月日

令和3年4月16日

- 補助金等の収支（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

愛西市特別保育事業費等補助金（延長保育促進事業）

収入決算額（円）		支出決算額（円）		収支差引額（円）
補助金	300,000	人件費	300,000	0

④ 愛西市子育て支援感染防止用備品等購入費補助金

- 補助金等の交付根拠等

愛西市子育て支援感染防止用備品等購入費補助金交付要綱

- 補助金等の概要

市内の子育て支援事業を行う事業者の経済的負担を軽減し、当該

事業を行う施設の環境改善を図るため、感染拡大防止対策に要する備品等の購入費や施設の消毒に必要となる経費及び消毒等を行った場合の超過勤務手当などのかかりまし経費等について補助を行う。

補助金等交付金額

500,000円

補助金等交付決定年月日

令和3年3月19日

実績報告年月日

補助金交付要綱第7条第2項の規定による

補助金等の収支（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

愛西市子育て支援感染防止用備品等購入費補助金

収入決算額（円）		支出決算額（円）		収支差引額（円）
補助金	500,000	備品・ 消耗品	500,000	0

## イ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）

概ね適正に執行されていると認められた。

- ・ 団体

概ね適正に執行されていると認められた。

## (2) 愛西市シルバー人材センター

### ア 補助金名称等

① 愛西市シルバー人材センター補助金

補助金等の交付根拠等

愛西市シルバー人材センター補助金交付要綱

補助金等の概要

高齢者の就業機会確保の推進を行う公益社団法人愛西市シルバー人材センターの円滑な運営に資し、もって高齢者福祉の推進に寄与するため、事業実施に必要な経費に対して補助を行う。

補助金等交付金額

18,300,000円

補助金等交付決定年月日

令和2年4月1日

実績報告年月日

令和3年4月9日

□ 補助金等の収支（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）  
愛西市シルバー人材センター補助金

収入決算額（円）		支出決算額（円）		収支差引額（円）
補助金	18,300,000	人件費	15,300,000	0
		事業費	3,000,000	
		計	18,300,000	

イ 結果

・ 所管課（高齢福祉課）

概ね適正に執行されていると認められた。

・ 団体

【指摘事項】補助対象経費の按分が実情とあってないもの

愛西市シルバー人材センターに交付される補助金は、愛西市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び愛西市シルバー人材センター補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて交付されている。

この補助金は、要綱第２条により、愛西市シルバー人材センターの就労機会確保事業に係る経費を補助対象として交付されており、主に人件費に充てられている。

そして規則第７条で定めるとおり、補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならず、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならないのだが、決算書類を確認したところ、人件費について一部不明瞭な点を確認された。

愛西市シルバー人材センターは、当該補助金の交付の他に永和地区公民館の指定管理業務についても委託を受けており、収支計算書内訳表でそれらを補助対象事業と指定管理事業に区別して計上しているものの、指定管理事業に係る人件費は発生していなかった。

これは、補助対象事業を含む複数事業に従事する職員が指定管理事業も兼務しており、指定管理事業の従事割合が低いことから、その職員に係る人件費を指定管理事業以外の事業に計上したことが原因である。

なお、指定管理事業に係る委託費にはもともと人件費が含まれておらず、市から人件費が重複して支出されたわけではない。

このことから、大きな瑕疵ではないと言えるが、規則第７条のとおり、本来、補助金は補助対象事業以外に流用されてはならず、事業を兼務する場合に係る費用は事業別に按分されるべきであるため、今後は、適正な管理に努められたい。

(3) 愛西市観光協会

ア 補助金名称等

① 愛西市観光協会補助金

補助金等の交付根拠等

愛西市観光協会補助金交付要綱

補助金等の概要

市の観光PRや新しい観光資源の発掘を図る愛西市観光協会の円滑な事業運営を目的として、観光協会が行う観光に関する事業に要する経費の一部について補助を行う。

補助金等交付金額

17,081,410円

補助金等交付決定年月日

令和2年4月16日

実績報告年月日

令和3年4月30日

補助金等の収支（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

愛西市観光協会補助金

収入決算額（円）		支出決算額（円）		収支差引額（円）
補助金	17,081,410	人件費	11,915,989	0
		事業費	1,000,000	
		観光船 運航費	1,210,888	
		蓮見の 会経費	2,954,533	
		計	17,081,410	

## イ 結果

・ 所管課（産業振興課）

【指摘事項】事業収入の取扱いが明確でなかったもの

補助金について、地方自治法第232条の2では「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」、愛西市補助金交付規則（以下「規則」という。）第3条では、「補助金等が市民から徴収された税その他貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、公正かつ効率的に使用するとともに、市における産業の育成及び発展又は市民の福祉に寄与することにより、市行政に貢献されるように努めなければならない。」と規定されている。

愛西市観光協会補助金実績報告書等を確認したところ、観光協会全体の事業収入については収支決算書で確認できるものの、補助対象事業である観光船運航費内訳、蓮見の会及び事業費の各決算額書類では、歳出の記載のみで歳入については明記されておらず、各事業の収入がその事業の費用に充てられているか判断できかねる状況であった。

また、事業費の決算額書類にいたっては、歳出についても大まかな記載のみで使途が明確にされておらず、前段を含め、これでは収支の会計経理が適正であるとは言い難い。

この様な状況に至った要因として、観光協会が任意団体のため会計

基準がなく、また、補助金を交付するうえで、事業収入の取扱いについて協議がなされていなかったことが考えられる。

双方で事業収入の取扱い及び補助金の管理について協議、調整のうえ、観光協会は適正な会計経理に努め、所管課においては提出された書類等を十分に精査し適切な監督指導を行い、規則第3条で定める責務が全うされることを望む。

- ・ 団体

- ・ **【指摘事項】事業収入の取扱いが明確でなかったもの**

- ・ 前段の所管課（産業振興課）の監査結果と同一内容とする。

## 2 公の施設の指定管理者

### (1) 佐屋西児童館

#### ア 指定管理料の金額

20,848,695円

#### イ 事業の概要

佐屋西児童館は児童の健康を増進し、その情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図ることを目的として設置された施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、社会福祉法人美和多福社会が指定管理者となっている。

なお、指定期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間とする包括協定を平成30年9月26日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 児童館の保守・維持管理業務
- ・ 児童館の利用の許可に関する業務
- ・ 児童クラブに関する業務
- ・ 各行事、イベントに関する業務
- ・ その他の業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

#### ウ 経理の状況（令和2年4月1日から令和3年3月31日）

- ・ 収入決算額 20,976,195円
  - 内 指定管理料 20,848,695円
- ・ 支出決算額 20,197,673円
- ・ 収支差引額 778,522円

#### エ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）

- ・ **【指摘事項】書類の作成に不備があったもの**

「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」により、市は管理業務の実施状況の把握を目的とし、指定管理施設の実地調査を行う必要がある。この実地調査は、毎年度、半期または四半期ごとに1回以上、施設内に立ち入り、月次報告書、協定書、仕様書等の内容を踏まえ、業務が適正かつ確実に履行されているかを管理運



営事業に関する実地調査票（以下「調査票」という。）により確認することになっている。

しかし、調査票を確認したところ、1回目の調査票と毎年度終了後に作成する指定管理業務総括評価票は確認できたが、2回目の調査票は確認できなかった。実際には、実地調査は2回実施したものの、調査票は未作成であったとのことだが、これでは調査票等を基に総括評価がされる仕組みにおいて、根拠書類が不十分なまま総括評価を行ったことになり、適正な評価結果には繋がらないと言える。

指定管理者制度の適切な運用を図るため、管理業務の適正実施を指定管理者に求めるだけでなく、担当課としても形骸化したモニタリングにならないよう、適正な管理に努められたい。

- ・ 指定管理者  
概ね適正に執行されていると認められた。

## (2) 市江兒童館

### ア 指定管理料の金額

20,342,650円

### イ 事業の概要

市江兒童館は兒童の健康を増進し、その情操を豊かにし、もって兒童の健全な育成を図ることを目的として設置された施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、社会福祉法人市江福祉会が指定管理者となっている。

なお、指定期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間とする包括協定を平成30年9月26日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 兒童館の保守・維持管理業務
- ・ 兒童館の利用の許可に関する業務
- ・ 兒童クラブに関する業務
- ・ 各行事、イベントに関する業務
- ・ その他の業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

### ウ 経理の状況（令和2年4月1日から令和3年3月31日）

- ・ 収入決算額 20,495,046円
  - 内 指定管理料 20,342,650円
- ・ 支出決算額 20,388,796円
- ・ 収支差引額 106,250円

### エ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）

【指摘事項】書類の作成に不備があったもの

前段で述べた佐屋西兒童館の監査結果と同一内容とする。

- ・ 指定管理者  
概ね適正に執行されていると認められた。

### (3) 永和保育園

ア 指定管理料の金額

115,152,522円

イ 事業の概要

永和保育園は保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育をすることを目的として設置された施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、社会福祉法人八開福祉会が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とする包括協定を平成30年12月20日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 保育業務
- ・ 子育て支援業務
- ・ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他（管理業務、庶務業務、その他必要な業務）

ウ 経理の状況（令和2年4月1日から令和3年3月31日）

・ 収入決算額	118,609,968円
内 指定管理料	115,152,522円
・ 支出決算額	111,223,135円
・ 収支差引額	7,386,833円

エ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）  
【指摘事項】書類の作成に不備があったもの  
前段で述べた佐屋西児童館の監査結果と同一の内容とする。

- ・ 指定管理者  
概ね適正に執行されていると認められた。

### (4) 佐屋老人福祉センター「湯の花の里」

ア 指定管理料の金額

42,654,000円

イ 事業の概要

佐屋老人福祉センター「湯の花の里」は、本市の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの為の便宜を総合的に供与し、もって高齢者の心身の健康の増進を図るための施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、コニックス株式会社となっている。

なお、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする包括協定を令和2年4月1日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 老人福祉センターの管理運営に関する業務
- ・ 施設の利用の許可及び取消し等に関する業務
- ・ 施設の維持管理に関する業務
- ・ その他、施設の管理運営に必要と認められる業務

ウ 経理の状況（令和2年4月1日から令和3年3月31日）

・ 収入決算額	42,659,965円
内 指定管理料	42,654,000円
・ 支出決算額	41,493,935円
・ 収支差引額	1,166,030円

エ 結果

- ・ 所管課（高齢福祉課）

**【検討事項】 契約業務の内容確認を怠ったもの**

指定管理業務の再委託について、愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」指定管理者包括協定書第21条では、「事業の全部を一括して、又は事業の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定されている。

これにより、指定管理者は、清掃や警備といった個々の具体的業務を第三者へ委託する必要があったため、令和2年4月1日付けで佐屋老人福祉センター業務再委託申請書（以下「申請書」という。）を提出しており、市はそれを承諾した。

しかし、承諾にあたっては、申請書に記載された委託業務と委託先の一覧を確認したのみで、事業の主たる部分を委託していないか、再委託に係る契約が適正であるかについての精査はされていなかった。

適正な管理を確保した上で指定管理者に管理業務を行わせるため、今後は、「愛西市指定管理者制度ガイドライン」及び「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に留意し、協定書や条例等に則った書類の確認及び管理状況の把握を行うと共に、指定管理者に対し適宜、行政目的の理解等に関し助言及び指示されるよう努められたい。

- ・ 指定管理者

概ね適正に執行されていると認められた。